

鳥取市補助金カルテ

NO.	054	担当課	市民総合相談課	外線	0857-30-8182
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市消費者団体連絡協議会補助金				
概要	鳥取市消費者団体連絡協議会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助, その他の事業費補				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3103）安全・安心な消費生活の確保				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	消費生活対策費					
R 7 予算	110千円					
R 7 予算 積算根拠	会議費5千円、事務費13千円、事業費75千円、旅費17千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	110
				R 5	1	115
				R 4	1	115
				R 3	1	42
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市消費者団体連絡協議会				
交付要件	鳥取市内における消費生活の諸問題の解決と、住民の消費生活の安全と向上を図ることを目的とした事業に必要な経費				
対象経費	鳥取市消費者団体連絡協議会の事業に係る経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書を提出させ、通帳等諸帳簿と確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	52.2%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 本補助金が協議会の主な収入であり、協議会の円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	055	担当課	市民総合相談課	外線	0857-30-8182
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金				
概要	高齢者に対する特殊詐欺等被害の防止のため、通話録音機能付き電話機等の購入費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3103）安全・安心な消費生活の確保				
創設年度	H3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	消費生活対策費					
R7予算	400千円					
R7予算 積算根拠	通話録音機能付電話機等購入補助金 40件×10千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	33	293
				R5	26	233
				R4	6	47
				R3	10	74
補助率・補助額	2分の1			上限額	10千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	・鳥取市内に住所があり居住している人 ・65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯 ・市税などを滞納していない人				
対象経費	機器本体購入・設置費用				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	056	担当課	市民総合相談課	外線	0857-30-8182
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市消費者団体連絡協議会設立50周年記念事業補助金				
概要	鳥取市消費者団体連絡協議会設立50周年を記念し、これまでの活動を振り返るとともに、今後一層の活動について思いを新たにする契機とすることを目的とする記念事業の実施に対して支援するもの				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3103）安全・安心な消費生活の確保				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費				
歳出事業名	消費生活対策費								
R 7 予算	300千円								
R 7 予算 積算根拠	対象経費 400千円(事業費)－100千円(補助金以外の収入等)				過去実績	件数	決算額 (千円)		
					R 6 (見込)	0	0		
					R 5	0	0		
					R 4	0	0		
					R 3	0	0		
補助率・補助額				10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)								

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市消費者団体連絡協議会				
交付要件	鳥取市消費者団体連絡協議会の設立50周年を記念する事業を実施するにあたり必要な経費				
対象経費	鳥取市消費者団体連絡協議会の設立50周年に際して実施される記念事業に係る経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 設立50周年記念事業の実施にあたり、財源がなく補助金がなければ事業実施が困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-